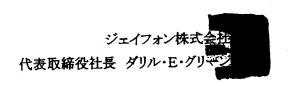
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク 長尾 治助 理事長 殿



申入書に対するご回答

先般、貴殿より申し入れを受けました携帯電話販売店が顧客への一定期間内の解約に対する制限を行っていることへの弊社の対応について下記の通りご回答いたします。

記

弊社は第一種通信事業者として、代理店契約を締結している販売代理店に対して常日頃より販売指導・教育について徹底してきております。今回、ご指摘いただいている販売代理店が顧客に対して一定期間内の解約に対する制限を設け、その期間内に解約があった場合に違約金を徴収するという行為におきましても平成9年に電気通信事業者協会にて策定された「代理店の営業活動に対する倫理要綱」を踏まえた指導・教育を販売代理店に実施してきたほか、その後も同様の事例が発生した場合は都度、販売代理店に対して徹底指導を行ってきております。

今回、貴殿より申し入れを受けたことを真摯に受け留め、再度販売代理店に対して顧客と不当な契約を締結しないよう書面にて指導を行いました。

今後、同様の事例が発覚した場合には弊社も販売代理店に対して厳重に対処する所存でありますので、ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。